

ワシントン条約の概要

1 名称

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称 C I T E S ）
 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

2 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

3 経緯

- ・昭和50年7月発効（昭和48年3月、ワシントンにおいて採択）
- ・我が国は昭和55年に加入（8月に受諾書寄託、11月に発効）
- ・締約国は、182ヶ国及びEU（平成28年10月20日現在）

4 規制内容と対象動植物種

	附属書	附属書	附属書
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を管理しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの （+ 附属書 又は の掲載種に類似している種）	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
対象種	約980種 （例）ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ（南部アフリカ4カ国の個体群を除く）、アジアアロワナ、トキ、サボテン科（一部）等	約34,400種 （例）ホッキョクグマ、アフリカゾウ（南部アフリカ4カ国の個体群）、フラミンゴ、ピラルク、ヨーロッパウナギ等	約160種 （例）セイウチ（カナダ）、アジアスイギュウ（ネパール）等 * 国ごとに指定
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書が必要（附属書の場合は指定国以外は原産地証明が必要） 	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・違法に入手したものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な輸送方法、収容施設（生体の場合） 	

5 留保

我が国の留保対象

タツノオトシゴ属全種（附属書 全種）

クジラ類 10種（附属書I：ナガスクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ミンククジラ、ミナミミンククジラ、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ツチクジラ、カワゴンドウ及びオーストラリアカワゴンドウ）

サメ類 8種（附属書 II：ジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、シュモクザメ3種及びニシネズミザメ）

6 締約国会議（CoP）について

ワシントン条約締約国会議では、附属書 I 及び附属書 II の掲載種について改正が行われるとともに、条約の実行に関する各種の決議等が議論される。平成28年9月～10月に南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催された第17回締約国会議（COP17）では、62の附属書改正提案が提出され、51の提案が採択された。